

国際協力銀行（海外経済協力業務）の 環境ガイドライン実施状況調査に係る現地調査について

国際環境 NGO FoE Japan

「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下、ガイドライン）の改訂に関する論点抽出を行うため、ガイドラインの実施状況の確認、および、ガイドライン実施上の効果と課題を明確にする作業において、個別案件の現地調査は非常に重要な資料の一つになると考えます。従って、2008年4月3日に貴行が公表された「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）の補足調査について」（以下、ペーパー）のうち、現地調査について、以下の通りコメントを提出致します。

●客観性・中立性の確保

4月3日に開催されたガイドライン改訂有識者委員会では、今回の現地調査は、貴行海外経済協力業務部で各案件を担当する地域課、環境審査室、現地事務所が行い、第三者の同行は伴わない旨のご説明がありました。

しかし、今回の現地調査においては、実施主体だけではなく貴行によるガイドライン実施の状況について確認し、その課題を明らかにすることが期待されています。したがって、調査対象案件に日常的に関与している地域課、環境審査室、現地事務所が行う調査では、ガイドライン実施に伴う新たな課題が明らかになりにくいことを危惧します。よって、今回の現地調査に、より客観性と中立性を確保するためには、外部の専門家等の同行を考慮する必要があると考えます。例えば、環境社会配慮、社会開発、当該地の社会・文化・政治等に関して十分な知識を有する専門家等に、現地調査への同行を依頼することが考えられます。

●調査・ヒアリング対象者の範囲

貴行によるペーパーでは、調査の目的、方法、案件対象、案件対象の選定基準、ヒアリング対象者の範囲が明らかにされていません。これらに関するより詳細な情報を教えて頂きたいと存じます。その上で、移転等の被影響住民（住民代表に限らず）は言うまでもなく、下記のような場合には、これらのステークホルダーも調査対象に含めていただきたいと思います。

- ・ 補償・移転計画について事業実施主体との間で中心的な協力関係にある住民・NGOグループとは異なる補償対象グループ¹が存在する場合
- ・ EIA作成の段階において、予測されていなかった環境社会影響を被っているステークホルダーがいる場合

¹ ①事業実施主体の用意した再定住地に移転せず、自力移転をした住民グループ、②土地収用に伴い影響を受けたが、土地の権利書を保有していない小作農や都市貧困地域のスクワッター等、③漁業等への間接的影響を受けるグループ、④影響を受けるが、事業への反対・懸念を表明したために、補償計画から除外されているグループなどが考えられる。

- ・ 事業の環境社会影響について懸念をあげていたにもかかわらず、事業実施主体の被影響スコープの枠・定義から除外されてしまったステークホルダーがいる場合
- ・ 現在、短期的には実害が出ていなくとも、事業による長期的な実害を懸念しているステークホルダーがいる場合

●より広範なステークホルダーへの配慮

ヒアリングを行う場合には、通常のモニタリングとは異なり、事業者や政府関係者抜きで²、様々なステークホルダーへの調査・ヒアリングを行う必要があると考えます。また、ヒアリングの対象者・協力者・同行者等の安全、とりわけ住民の安全には十分配慮することが必要です。

ヒアリングに当たっては、なるべく、調査団が対象者の指定した場所に行くなど、住民の負担にならない（交通費や時間など）よう、配慮をすることが必要です。

●住民へのヒアリングにおける通訳

ヒアリングを行う場合には、当該案件の現地での言語状況を考慮し、調査団が住民・ステークホルダーの発言内容を十分に理解できるよう、現地での通訳体制を十分に整えることが大切ですが、少なくとも、事業者に頼らない通訳を用意する必要があると考えます。現地の住民・ステークホルダーが信頼できる通訳の同行を許可することも考えられます。

●十分な現地調査期間の確保

上記のような木目細かな調査・ヒアリングをできるだけ広範にわたるステークホルダーに対し実施するため、現地調査の準備期間も含め、より十分な現地調査のための期間を確保する必要があると考えます。

●ペーパー（１）（２）全体について

EIA 策定、各計画の立案及びモニタリング実施など全体を通じて、特に、その協議やプロセスの質・中身について、十分に調査・吟味する必要があります。例えば、以下のような点に留意したヒアリングが望まれます。

- ・ 事業の便益だけでなく、予測される悪影響などについても説明がなされ、十分な議論がなされたか。
- ・ 住民のいまだく懸念点について、十分な議論が行える時間、回数、環境が整えられたか。
- ・ 住民が議論に参加できるよう、事前に十分な情報が提供されたか。
- ・ 住民の意見が尊重、反映されるよう、事業、あるいは、プログラム、補償対策等の立案段階など、早期の段階から住民の参加の機会が確保されたか。
- ・ 住民が自由に発言できる場であったか。
- ・ 事業による間接的影響を受ける住民も協議に参加できるよう配慮されていたかどうか。

また、そもそも、協議の有無の認知度、協議の通知方法についても留意が必要です。

●ペーパー（２）について

「自然環境」に関する調査を行うことの記述がありませんでしたが、自然環境への影響の管理、緩和計

² 事業者や政府関係者の前で、影響住民が十分に意見を表明することができない場合があることへの配慮。

画と実際の保全状況についても調査対象に含めるべきです。各々のテーマに関する専門家のアドバイスも非常に有用であると考えます。

●ペーパー（２）①について

ペーパーによれば、事前に計画された緩和策が実施されているか否か、さらに実施が適切であったかという調査を想定されておられると思いますが、その緩和策が適切であったか否かについても調査が必要であると考えます。具体的には以下の項目です。

- ・ 当該緩和策についてまずは影響の「回避」が優先され、それが可能ではない場合には影響の「最小化」「軽減」が図られていたのか。
- ・ 当該緩和策に、直接的、即時的な影響のみならず、派生的・二次的な影響、累積的な影響への対応も含まれていたのか。

●ペーパー（２）②、③について

貴行によるペーパーによれば、「②被影響住民の生活水準の改善・回復計画と現実の回復状況」「③先住民族を含む社会的弱者への配慮計画と現実の配慮状況」について調査を実施されるとあります。これらの調査に当たっては、当初の予測より被影響対象が広がった場合の当初計画の妥当性、あるいは、当初計画の目的が現在達成されていなかった場合の当初計画の妥当性³を含めた確認が必要であると考えます。また、当初の計画通り物理的な対策が取られているかに加え、「実質的な回復がなされているか」について調査することが非常に重要であると考えます。

●ペーパー（２）②③④について

被影響住民の各計画立案のプロセスにおける参加の質・中身について、十分に調査・吟味する必要があります。また、ペーパーに記載がありませんが、補償についても調査範囲に含める必要があります。特に移転が発生する際は、交渉に入る前の段階で、移転を回避するための議論が十分に行なわれたかについても、留意が必要です。

●ペーパー（２）⑤について

苦情処理機関についての認知度、また、事業実施主体者への住民の信頼度も、現地の問題解決メカニズムが機能するかに於いて、留意が必要です。

●ペーパー（２）⑥について

モニタリング結果が公開されていても、ステークホルダーがそれを認知していなければ意味を成さないため、モニタリング結果が公開されている事実の認知度及びモニタリングが行なわれていることの認知度についてのステークホルダーへのヒアリングも重要であると考えます。

●調査項目の追加

- ・ ペーパーには記載のない、以下の内容についても調査項目に含める必要があると考えます。

³ 特に非自発的住民移転に関しては、生計手段へのアクセス等、数字では比較できない観点も踏まえた、事業前の生活水準等と事業後の生活水準等の比較が極めて必要である。

- * 当該国の EIA の制度及び EIA 自体の認知度
 - * 被影響住民が移転・補償措置等の重要な情報について事前に認識していたか否か
(例：事業の影響を受ける場合の補償方法・水準・必要手続き・必要書類、移転・収用・補償・支援プロセスのスケジュール、異議をとる場合の連絡先など)
 - * 事業及び事業の負の環境社会影響に関する認知度
 - * 被影響住民や現地 NGO が EIA 等の情報を入手（自由な閲覧、コピーの取得を含む）しやすいよう配慮されていたか。
- ・ ガイドラインの改訂論点を抽出する上で、より広範なステークホルダーに対し、以下の項目についても、ヒアリングをすることが望まれます。
- * ガイドラインの認知度
 - * 異議申立て制度の認知度
 - * 問題が起こった事業であった場合、異議申立て制度を当該住民が使わなかった、あるいは、使えなかった理由

(以上)